基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一・一株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年四月二十五日

広島市中区三川町一〇番九号

新川電機株式会社

代表取締役　新川　文登

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるスミルノフ・ウラジーミルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年四月二十五日

新潟市東区向陽三丁目九番一五号スプリングヒルズ一〇一

Ｅｌｉｔａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ　Ｉｎｃ.

日本における代表者

スミルノフ　ウラジーミル

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿屋市吾平町上名三六四七番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市吾平町上名五三三番地　被相続人　亡　重信　三雄

右被相続人は平成二十三年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十二日鹿児島家庭裁判所鹿屋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

鹿児島県鹿屋市吾平町上名五三三番地

相続財産管理人　重信　友子

鹿児島県鹿児島市山下町一六番一一号

右代理人弁護士　村山　大輔

事業譲渡に伴う債権者異議申立ての公告

日本振興銀行株式会社（以下「甲」という。）が株式会社第二日本承継銀行（以下「乙」という。）に対して甲の事業の一部を譲渡することにつき、甲は平成二十三年四月十五日付けにて東京地方裁判所より民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十二条第一項及び同法第四十三条第一項に基づく許可を得るとともに、同月二十二日付けにて金融庁長官より銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第三十条第三項に基づく認可を得ました。また、乙は、平成二十三年四月一日開催の取締役会にて甲の事業の一部を譲り受けることを決議するとともに、同月二十二日付けにて金融庁長官より銀行法第三十条第三項に基づく認可を得ました。

これにより、甲は、平成二十三年四月二十五日（以下「譲渡日」という。）をもって、左記のとおり、その事業の一部を乙へ譲り渡し、乙は、これを譲り受けました。

つきましては、この事業譲渡にご異議のある債権者は、平成二十三年五月二十五日までに、その旨お申し出下さい。

以上、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十一条の規定に基づき公告いたします。

記

（譲渡事業）

次に掲げる店舗において行う預金の受入れ、資金の貸付け、その他これらに付随し又は付帯する一切の業務の一部

本店、札幌店、秋田店、盛岡店、仙台店、郡山店、宇都宮店、水戸店、大宮店、千葉店、新宿店、横浜店、甲府店、長野店、新潟店、金沢店、静岡店、名古屋店、梅田店、神戸店、岡山店、広島店、高松店、福岡店、熊本店、鹿児島店

（譲渡財産）

譲渡事業に属する次に掲げる資産及び負債並びに譲渡事業に係る契約における契約上の地位

一　預金保険法第九十三条第二項に基づき、金融庁長官により乙が保有する資産として適当であることの確認を受けた資産（与信資産に係る担保権を含む。）及びこれに付帯する資産

一　預金保険法第五十四条第一項、第二項及び第五十四条の二第一項の規定により計算される保険金の額に対応する預金等（同法第二条第二項に掲げる預金等をいい、以下「付保預金等」という。）に係る債務のうち譲渡日の前日までに甲において払い戻されなかった債務その他の付保預金等に係る債務

一　甲が平成二十二年九月十一日以降に新たに受け入れた預金等（ただし、甲の民事再生手続（東京地方裁判所平成二十二年（再）第九十一号）において共益債権とされ、かつ、甲からの預金者情報に記載されたものに限る。）に係る債務のうち譲渡日の前日までに甲において払い戻されなかった債務

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地

（甲）日本振興銀行株式会社

金融整理管財人　預金保険機構

職務執行者　理事長　田邉　昌徳

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号

（乙）株式会社第二日本承継銀行

代表取締役　篠窪　進

事業譲渡の公告

日本振興銀行株式会社は、平成二十三年四月十五日、東京地方裁判所より、株式会社第二日本承継銀行（東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号）へ、事業の一部を譲渡することにつき、民事再生法第四十二条第一項、第四十三条第一項に基づく許可をいただきましたが、このことにつき、平成二十三年四月二十二日、銀行法第三十条第三項、第五十九条第一項に基づく金融庁長官の認可を受け、平成二十三年四月二十五日に株式会社第二日本承継銀行に事業の一部の譲渡を実施しました。

以上、銀行法第三十六条第一項により公告いたします。

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地

日本振興銀行株式会社

金融整理管財人　預金保険機構

職務執行者　理事長　田邉　昌徳

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月二十六日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月二十五日

東京都港区高輪二丁目一七番一二―九一二号

燈不動産投資顧問株式会社

代表取締役　藤木美貴子

訂正公告

平成二十三年二月十七日（号外第三十一号）掲載の（甲）大河内株式会社及び（乙）株式会社万に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、両社の住所が「三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀四五番地二」とあるは「三重県北牟婁郡紀北町海山区上里四五番地二」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月二十五日

三重県北牟婁郡紀北町海山区上里四五番地

二

（甲）大河内株式会社

代表取締役　岡本　一彦

三重県北牟婁郡紀北町海山区上里四五番地

二

（乙）株式会社万

代表取締役　岡本　一彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年三月三十日（号外第六十三号）目次欄中				
（印刷誤り）				
二二	四	（内閣）	（内閣官房）	
平成二十二年十一月二十六日（号外第二百四十七号）公布内閣府令第五十二号（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令）				
（原稿誤り）				
六二	一	一二～一〇	終りから 払戻しの日の帳簿価額又は取得する帳簿価額のいずれか低い額	取得の日における帳簿価額
同日（同号外）内閣府告示第三百六十九号（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準）				
（原稿誤り）				
六〇	二	一三～一五	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	取得の日における帳簿価額又は帳簿価額
平成二十三年三月十四日法務省告示第百十三号（日本国に帰化を許可する件）				
（原稿誤り）				
三ページ一段五行目から六行目までを削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十五日付第八七号九

六ページ●同日付政府調達第七七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）